

リスクアセスメント：特化物第3類〔検知管法・評価指標〕

環境・健康

特定化学物質の第3類物質は、作業環境測定義務付けがないため、作業環境測定等がほとんど行われていないこと、また第3類8物質はすべて検知管法による測定が可能なおことから、検知管法によるリスクアセスメントは簡便で有用な方法と考えます。下記表に特定化学物質第3類8物質の評価の指標となる許容濃度と測定に用いる検知管を示しました。なお、検知管法は、妨害成分の影響を受けやすいこと、また、成分の分別定量ができないため、必要に応じ他の分析法により測定することが望まれます。

特定化学物質第3類物質の許容濃度と使用検知管

物質名	許容濃度		使用検知管
	産 衛 (2010)	ACGIH (2010)	
アンモニア	25ppm	25ppm	アンモニア
一酸化炭素	50ppm	25ppm	一酸化炭素
塩化水素	5ppm	(2ppm)	塩化水素
硝 酸	2ppm	2ppm	硝 酸
二酸化硫黄	検討中	(0.25ppm)	二酸化硫黄
フェノール	5ppm	5ppm	フェノール
ホスゲン	0.1ppm	0.1ppm	ホスゲン
硫 酸	1mg/m ³	0.2mg/m ³	硫 酸

注) 塩化水素、二酸化硫黄：ACGIH STEL/C (短時間ばく露限度/上限値)

kes サポート

課 題	k e s サポート
有害物質の体内ばく露状況の調査	生物学的モニタリング
有害物質の体外ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング
有害物質の体外ばく露の情報	作業環境測定
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断結果等に基づく衛生診断 リスクアセスメントの実施